

## 蒲郡市地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、蒲郡市とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 法第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 障害児 法第4条第2項に規定する者をいう。
- (3) 保護者 法第4条第3項に規定する者をいう。
- (4) 全身性障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当する者で両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者をいう。なお、準ずる者とは、身体障害者手帳の交付を受けているか否かに係らず、両下肢を含む三肢以上に障害を有するものをいう。
- (5) 視覚障害者 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する視覚障害を有する者をいう。

(実施方法)

第4条 事業は、社会福祉法人、非営利法人等に対し指定することにより実施するものとする。

(事業内容)

第5条 この要綱において実施する対象事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 移動支援 屋外で移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加を行う外出のための支援とする。
- (2) 日中一時支援 障害者等の日中における活動の場の確保及び障害者等の家族の就労支援並びに障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のための支援とする。
- (3) 経過的デイサービス 障害者の入浴、食事の提供、創作的活動及び基本的な動作指導のための支援とする。
- (4) 地域活動支援センター 障害者の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するための支援とする。

(指定事業者)

第6条 対象事業を運営するため指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業所指定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の定款
- (2) 従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表
- (3) 日中一時支援における施設の平面図
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、申請者の事業実施能力及び施設の内容を十分審査して、指定が適当と認める場合につき地域生活支援事業所指定通知書（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）が、第1項の規定に関する書類の記載内容を変更しようとするときは、変更届出書（第3号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。
- 4 指定事業者は、対象事業の運営を廃止、休止及び再開しようとするときは、廃止・休止・再開届出書（第4号様式）により、その旨を市長に届け出るものとする。
- 5 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 適正な事業の運営ができないと市長が認めたとき。

(2) 地域生活支援給付費の請求に不正があったとき。

（指定事業者の責務）

第7条 指定事業者は、支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

- 2 指定事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を、他に漏らさないよう努めなければならない。

（利用対象者）

第8条 第5条第1号の利用対象者は、本市に住所を有し、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第9項重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの受給要件を満たさない者で、次に掲げるものとする。

(1) 全身性障害者（児）

(2) 視覚障害者（児）

(3) 知的障害者（児）

(4) 精神障害者（児）

- 2 第5条第2号及び第4号の利用対象者は、本市に住所を有する障害者及び障害児とする。

- 3 第5条第3号の利用対象者は、本市に住所を有し、次に掲げるものとする。

(1) 身体障害者

(2) 知的障害者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）別表に掲げる特殊な疾病の者であって18歳以上であるもの

（申請）

第9条 対象事業の利用をしようとする障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）は、地域生活支援給付費支給申請書（第5号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認める場合は、申請書の提出を待たずに事業を利用することができる。この場合において、利用者等は、事後速やかに申請書を提出するものとする。

（利用決定）

第10条 市長は、前条の申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに利用の可否を決定し、地域生活支援給付費支給決定通知書（第6号様式）又は地域生活支援給付費却下通知書（第7号様式）により利用者等に通知するものとする。

- 2 市長は、対象事業の利用を決定した場合は、地域生活支援事業受給者証（第8号様式。以下「受給者証」という。）を利用者等に交付するものとする。

(変更申請)

第11条 前条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、地域生活支援給付費支給変更申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合、その要否について地域生活支援給付費支給変更決定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(利用取消)

第13条 第10条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合に該当するときは、この利用決定を取消することができる。

- (1) 利用決定に係る障害者等が、対象事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。
  - (2) 利用決定した障害者等が、有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき。
  - (3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。
  - (4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- 2 前項の規定により利用を取り消した場合は、地域生活支援給付費支給決定取消通知書(第11号様式)により通知するものとする。ただし、同項第2号の規定により取り消した場合は除く。

(受給者証の再交付の申請)

第14条 受給者証を紛失又は破損した場合は、地域生活支援事業受給者証再交付申請書(第12号様式)により再交付を申請するものとする。

(給付費の支給)

第15条 対象事業の利用者に対し別表の単価の100分の90に相当する額(生活保護法に基づく生活扶助を受けている世帯にあっては100分の100に相当する額)を給付費として支払うものとする。ただし、費用の受給に関し代理受領に係る利用者からの委任状(第13号様式)の提出があった場合はこの限りでない。

(代理受領)

第16条 前条の規定により代理受領の委任を受けた指定事業者は、給付費の請求書に利用実績記録票を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、事業者から利用実績があった月の翌月10日までに請求がなされた分について、翌々月末日までに行うものとする。

(負担上限額)

第17条 対象事業の負担上限額は、施行令第17条に定める額とする。

(高額地域生活支援給付費)

第18条 利用決定した障害者等が同一の月に対象事業の利用に要した費用(別表の単価の100分の10相当額)の額、法第29条に規定する指定障害福祉サービス(介護給付費及び訓練等給付費)に要した費用の額、法第76条に規定する補装具の購入又は修理に要した費用の額、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所サービスの利用に要した費用の額、介護保険法(平成9年法律第123号)第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち介護保険法施行令(平成10年政令第412号)で定めるサービスの利用に要した費用の額、蒲郡市障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱に定める用具等の購入又は住宅改修に要した費用の額、蒲郡市訪問入浴サービス事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額及び蒲郡市重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業実施要綱に定めるサービスの利用に要した費用の額の合計額が、施行令第17条又は同令第43条の3で定める額のうちいずれか高い額を超えるときは、当該利用者等に対し、高額地域生活支援給付費を支給する。

2 高額地域生活支援給付を受けようとする者は、高額地域生活支援給付費支給申請

書（第14号様式）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請を受理した場合は、内容を審査し適当と認めるときは速やかに高額地域生活支援給付費を支給するものとする。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第15条関係）

1 移動支援に係る給付費

サービス提供時間	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
30分以下	2,540円	1,050円
30分超1時間以下	4,020円	1,970円
1時間超1時間30分以下	5,840円	2,760円
1時間30分超2時間以下	6,670円	3,460円
2時間超2時間30分以下	7,500円	4,160円
2時間30分超3時間以下	8,330円	4,860円
以後30分につき	830円	700円

夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、所定の単価に100分の25に相当する単価を加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に移動支援を行った場合は、所定の単価に100分の50に相当する単価を加算する。

2 日中一時支援に係る給付費

区分	4時間以下	4時間超8時間以下	8時間超
基本日中一時支援	2,300円	4,600円	6,900円

この事業のうち、症状が重いために医療的なケア（以下「医療的ケア」という。）を必要とする又は見込みのある障害者等が医療機関、障害者支援施設等においてサービスの提供を受けた場合、事業者は、別に定める運用基準に基づき福祉事務局長が支給決定障害者等ごとに算出する医療スコアに応じ、上記に定める額に次に定める額を加算（以下「医療的ケア加算」という。）を行うことができる。この場合において、24,800円を超える場合においては、24,800円とする。

医療スコア	人工呼吸器の常時使用 または35点以上	25点以上 35点未満	15点以上 25点未満	5点以上 15点未満	1点以上 5点未満
型名	I型	II型	III型	IV型	V型
加算額	20,200円	15,400円	10,400円	5,400円	2,900円

3 経過的デイサービスに係る給付費

4時間以下	2,620円
4時間超6時間以下	3,930円
6時間超	5,250円
送迎加算	片道540円
入浴加算	400円

大塚デイサービスセンター利用者については、平成18年9月30日現在の障害者自立支援法に基づき厚生労働大臣が定める障害者デイサービス報酬単価を適用する。

4 地域活動支援センターに係る給付費

別に定める。